

社会福祉法人設立の概要

平成25年4月

大 和 市

健康福祉部健康福祉総務課

I 社会福祉法人とは

社会福祉法人とは、社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法（以下「法」という。）の定めるところにより設立された法人です。社会福祉事業とは、法第2条に定められている第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業であり、この社会福祉事業を行うことを目的としないものは社会福祉法人となることはできません。

II 社会福祉法人の行う事業

(1) 社会福祉事業とは

社会福祉事業は、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業に分類されています。第一種社会福祉事業は、原則として、国、地方公共団体又は社会福祉法人でなければ経営できません。（法第60条）

また、第二種社会福祉事業は、第一種社会福祉事業と異なり、その事業が行われることが社会福祉の増進に貢献するものであり、これに伴う弊害のおそれが比較的小さいため、その経営主体については制限がありません。

なお、社会福祉事業が法人の実施する事業のうち主たる地位を占めるものでなければいけません。

また、社会福祉法人は、法第2条で規定されている社会福祉事業以外の事業のみでの社会福祉法人の設立はできませんので御注意ください。

<第一種社会福祉事業>

1 生活保護法に規定する救護施設、更生施設その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設を経営する事業

- | |
|------------------------------------------------------------------|
| (i) 救護施設
(ii) 更生施設
(iii) 医療保護施設
(iv) 授産施設
(v) 宿所提供施設 |
|------------------------------------------------------------------|

2 生計困難者に対して助葬を行う事業

3 老人福祉法に規定する以下の施設を経営する事業

- | |
|------------------------------------------------|
| (i) 養護老人ホーム
(ii) 特別養護老人ホーム
(iii) 軽費老人ホーム |
|------------------------------------------------|

4 児童福祉法に規定する以下の施設を経営する事業

- (i) 乳児院
- (ii) 母子生活支援施設
- (iii) 児童養護施設
- (iv) 障害児入所施設
- (v) 情緒障害児短期治療施設
- (vi) 児童自立支援施設

5 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に規定する以下の施設を経営する事業

障害者支援施設

6 売春防止法に規定する婦人保護施設を経営する事業

7 授産施設を経営する事業

8 生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業

<第二種社会福祉事業>

1 生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業

- (i) 生活必需品等を与える事業
- (ii) 生活に関する相談に応ずる事業

2 児童福祉法に規定する以下の事業

- (i) 障害児通所支援事業
- (ii) 障害児相談支援事業
- (iii) 児童自立生活援助事業
- (iv) 放課後児童健全育成事業
- (v) 子育て短期支援事業
- (vi) 乳児家庭全戸訪問事業
- (vii) 養育支援訪問事業
- (viii) 地域子育て支援拠点事業
- (ix) 一時預かり事業
- (x) 小規模住居型児童養育事業

3 児童福祉法に規定する以下の施設を経営する事業
(i) 助産施設 (ii) 保育所 (iii) 児童厚生施設 (iv) 児童家庭支援センター

4 児童の福祉の増進について相談に応ずる事業

5 母子及び寡婦福祉法に規定する以下の事業
(i) 母子家庭等日常生活支援事業 (ii) 寡婦日常生活支援事業
6 母子及び寡婦福祉法に規定する母子福祉施設を経営する事業
(i) 母子福祉センター (ii) 母子休養ホーム

7 父子家庭居宅介護事業

8 老人福祉法に規定する以下の事業
(i) 老人居宅介護等事業 (ii) 老人デイサービス事業 (iii) 老人短期入所事業 (iv) 小規模多機能型居宅介護事業 (v) 認知症対応型老人共同生活援助事業 (vi) 複合型サービス福祉事業
9 老人福祉法に規定する以下の施設を経営する事業
(i) 老人デイサービスセンター (ii) 老人短期入所施設 (iii) 老人福祉センター (iv) 老人介護支援センター

10 障害者総合支援法に規定する以下の事業
(i) 障害福祉サービス事業 (ii) 一般相談支援事業 (iii) 特定相談支援事業 (iv) 移動支援事業
11 障害者総合支援法に規定する以下の施設を経営する事業
(i) 地域活動支援センター (ii) 福祉ホーム

12 身体障害者福祉法に規定する以下の事業
(i) 身体障害者生活訓練等事業 (ii) 手話通訳事業 (iii) 介助犬訓練事業 (iv) 聴導犬訓練事業
13 身体障害者福祉法に規定する以下の施設を経営する事業
(i) 身体障害者福祉センター (ii) 補装具製作施設 (iii) 盲導犬訓練施設 (iv) 視聴覚障害者情報提供施設

14 身体障害者の更生相談に応ずる事業

15 知的障害者の更生相談に応ずる事業

16 生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業
(i) 簡易住宅を貸し付ける事業 (ii) 宿泊所等を利用させる事業

17 生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業

18 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業

19 隣保事業

20 福祉サービス利用援助事業

21 社会福祉事業に関する連絡又は助成を行う事業
(i) 連絡を行う事業
(ii) 助成を行う事業

(2) 社会福祉事業に含まれない事業

次に掲げるものは、上記の社会福祉事業と同じ内容の場合等であっても、社会福祉事業として取り扱わないこととなっています。

- (i) 更生保護事業法に規定する更生保護事業
- (ii) 実施期間が6月（連絡助成事業にあつては3月）を超えない事業
- (iii) 社団又は組合が行う事業であつて、社員又は組合員のためにするもの
- (iv) 法第2条第2項各号の事業及び同条第3項第1号から第9号までに掲げる事業であつて、常時保護を受ける者が入所させて保護を行うものにあつては5人、その他の者にあつては20人（政令で定めるものにあつては10人）に満たないもの
- (v) 社会福祉事業の助成を行うものであつて、助成金額が毎年度500万円に満たないもの又は助成を受ける社会福祉事業の数が毎年度50に満たないもの

(3) 公益事業及び収益事業

社会福祉法人がその経営する社会福祉事業に支障がない限り、公益事業及び収益事業を行うことができます。

なお、公益事業及び収益事業は、「社会福祉事業に対して従たる地位にある」ことが前提であるため、年間事業費で社会福祉事業の額を超える事業運営はできません。

(i) 公益事業

社会福祉法人が行う公益事業についての基本的な考え方は以下のとおりであり、次に掲げるものが公益事業とされています（ただし社会福祉事業に該当するものを除く。）

- ① 公益を目的とする事業であつて、社会福祉事業以外の事業であること。
- ② 公益事業には、例えば次のような事業が含まれること（社会福祉事業であるものを除く）。
 - ア 必要な者に対し、相談、情報提供・助言、行政や福祉・保健・医療サービス事業者等との連絡調整を行う等の事業
 - イ 必要な者に対し、入浴、排せつ、食事、外出時の移動、コミュニケーション、スポーツ・文化的活動、就労、住環境の調整等（以下「入浴等」という。）を支援する事業
 - ウ 入浴等の支援が必要な者、独力では住居の確保が困難な者等に対し、住居を提供又は確保する事業

- エ 日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に関する事業
 - オ 入所施設からの退院・退所を支援する事業
 - カ 子育て支援に関する事業
 - キ 福祉用具その他の用具又は機器及び住環境に関する情報の収集・整理・提供に関する事業
 - ク ボランティアの育成に関する事業
 - ケ 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業（社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・コミュニケーション支援者等の養成事業等）
 - コ 社会福祉に関する調査研究等
 - サ 有料老人ホームを経営する事業
- ③ 当該事業を行うことにより、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。
 - ④ 当該事業は、当該法人の行う社会福祉事業に対し、従たる地位にあることが必要であること。
 - ⑤ 社会通念上は公益性が認められるものであっても、社会福祉と全く関係のないものを行うことは認められないこと。
 - ⑥ 公益事業において剰余金を生じたときは、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業に充てること。

(i) 収益事業

社会福祉法人が行うことができる収益事業については、次のようなものでなければならないとされており、下記の要件を満たす限り、収益事業の種類には特別の制限はないものとされています。

なお、事業の種類としては、当該法人の所有する不動産を活用して行う貸ビル、駐車場の経営、公共的、公共的施設内の売店の経営等安定した収益が見込める事業が適当であることとされています。

- ① 法人が行う社会福祉事業又は公益事業（法施行令第4条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。以下③も同様。）の財源に充てるため、一定の計画の下に収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上事業と認められる程度のものであること。
- ② 事業の種類については、特別の制限はないが、法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるもの又は投機的なものは適当でないこと。なお、法人税法第2条第13号という収益事業の範囲に含まれない事業であっても、法人の定款上は収益事業として扱う場合もあること。
- ③ 当該事業から生じた収益は、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業の経営に充てること。

- ④ 当該事業を行うことにより、当該法人の行う社会福祉事業又は公益事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。
 - ⑤ 当該事業は、当該法人の行う社会福祉事業に対し従たる地位にあることが必要であり、社会福祉事業を超える規模の収益事業を行うことは認められないこと。
 - ⑥ 母子及び寡婦福祉法第14条に基づく資金の貸付を受けて行う、同法施行令第6条第1項各号に掲げる事業については、③は適用されないものであること。
- ただし、次のそれぞれの場合には、上記要件に該当しないため収益事業として認められないとされています。

1 「一定の計画の下に、収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上事業と認められる程度のもの」には該当しない事業
(i) 当該法人が使用することを目的とする設備等を外部の者に依頼されて、当該法人の業務に支障のない範囲内で使用させる場合 (例) 会議室を法人が使用しない時間に外部の者に使用させる場合等
(ii) たまたま適当な興行の機会に恵まれて慈善興行を行う場合
(iii) 社会福祉施設等において、専ら施設利用者の利便に供するため売店を営む場合

2 「法人の社会的信用を傷つけるおそれ」があるため、法人は行うことができないとされている事業
(i) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）にいう風俗営業及び風俗関連営業
(ii) 高利な融資事業
(iii) 前に掲げる事業に不動産を貸し付ける等の便宜を供与する事業

3 「社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれ」があるため、適当ではないとされている事業
(i) 社会福祉施設の付近において、騒音、ばい煙等を著しく発生させるようなおそれのある場合
(ii) 社会福祉事業と収益事業とが、同一設備を使用して行われる場合

Ⅲ 法人の組織運営

社会福祉法人には、役員として理事及び監事を必ず置くこととされ、また評議員会及び評議員を原則として置くこととされています。

1 理事

理事は法人内部の事務を処理すると同時に、外部に向かって法人を代表する役員であるため社会福祉事業について熱意と理解を有し、かつ、実際に法人運営の職責を果たし得る者であることが必要です。

また、理事の選任に当たっては、次の点に留意してください。

- (1) 理事の定数は6名以上であること。
- (2) 各理事と親族その他特殊の関係がある者が制限数を超えないこと。

理事定数	親族数等
6～9人	1人
10～12人	2人
13人～	3人

- (3) 施設整備又は運営に関連する業務を行う者が理事総数の3分の1を超えないこと。
- (4) 学識経験者又は地域の福祉関係者を加えること。
- (5) 当該法人が経営する施設の施設長等が理事として参加すること。

ただし、評議員会を設置しない法人にあっては、施設長等施設の職員である理事が理事総数の3分の1を超えないこと。

- (6) 理事総数の2分の1以上は、県内に住所を有し、かつ、1名以上は大和市内に住所を有すること。（大和市基準）

2 監事

監事は、法人の監査機関であって、社会福祉法人については常置必須の機関とされています。

監事の選任に当たっては、次の点に留意してください。

- (1) 監事の定数は2名以上であること。
- (2) 一人は財務諸表等を監査し得る者であること。
- (3) 一人は学識経験者又は地域の福祉関係者であること。
- (4) 他の役員と親族等の特殊の関係にある者であってはならないこと。
- (5) 施設整備又は運営に関連する業務を行う者であってはならないこと。
- (6) 一人は県内に住所を有すること。（大和市基準）

3 評議員会

評議員会は、社会福祉法人の公共性に鑑み、広く関係者の意見を聞くことによって、社会福祉事業の経営に適正を欠く一部の経営者によって営利の追求を行ったりすることのないよう、その民主的で適正な事業運営を図るために特に設置が求められているものです。

社会福祉法人については、法第42条において、評議員会を設けることができるとされています。しかし、社会福祉法人審査基準においては、次の事業のみを行う法人以

外については評議員会を置くこととされています。

- (1) 都道府県または市町村が福祉サービスを必要とするものについて措置をとる社会福祉事業
- (2) 保育所を経営する事業
- (3) 介護保険事業

また、評議員の選任に当たっては、次の点に留意してください。

- (1) 評議員の定数は、理事定数の2倍を超える数とすること。
- (2) 各評議員と親族その他特殊の関係がある者が制限数（理事と同様）を超えないこと。
- (3) 施設整備又は運営に関連する業務を行う者が評議員総数の3分の1を超えないこと。
- (4) 地域の代表を加えること。また、利用者の家族の代表が加わることを望ましいこと。

注釈

「親族その他特殊の関係がある者」について

- 社会福祉法人の定款では、理事や評議員について、親族等の特殊の関係がある者が一定数を超えて含まれてはならないとしており、また、監事は他の役員と親族等の特殊の関係がある者であってはならないとしています。

<p>(役員の定数) 第5条 (略) 2・3 (略) 4 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうちに○名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。 (評議員の資格等) 第○条 (略) 2 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が○名を超えて含まれてはならない。</p>

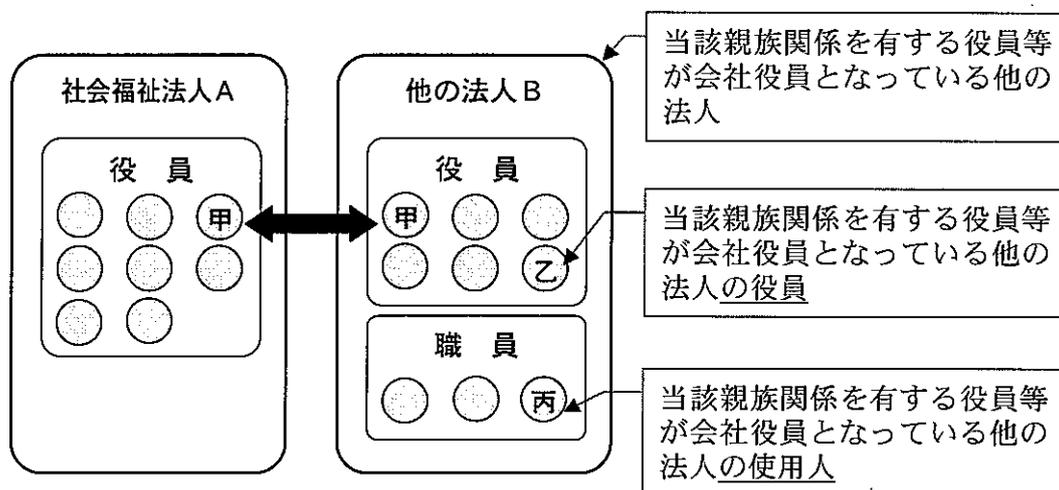
- 親族等の特殊の関係がある者は、租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定する「親族等」をいうこととされており、次に掲げる者が該当します。

① 当該役員と親族関係を有する者 ^{*1}
② 次に掲げる特殊の関係がある者
イ 当該親族関係を有する役員等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
ロ 当該親族関係を有する役員等の使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
ハ イ又はロに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの
ニ 当該親族関係を有する役員等及びイからハまでに掲げる者のほか、次に掲げる法人の法人税法第2条第15号に規定する役員 ^{*2} (1)において「会社役員」という。)又は使用人である者
(1) 当該親族関係を有する役員等が会社役員となっている他の法人
(2) 当該親族関係を有する役員等及びイからハまでに掲げる者並びにこれらの者と法人税法第2条第10号に規定する政令で定める特殊の関係のある法人を判定の基礎にした場合に同号に規定する同族会社に該当する他の法人

※1 親族の範囲については、民法第725条で、六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族、とされています。

※2 法人税法第2条第15号に規定する役員とは、「法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で法人の経営に従事している者のうち政令で定めるものをいう」とされています。

○ 特殊の関係がある者のうち、二(1)の例を図示すると、次のとおりです。



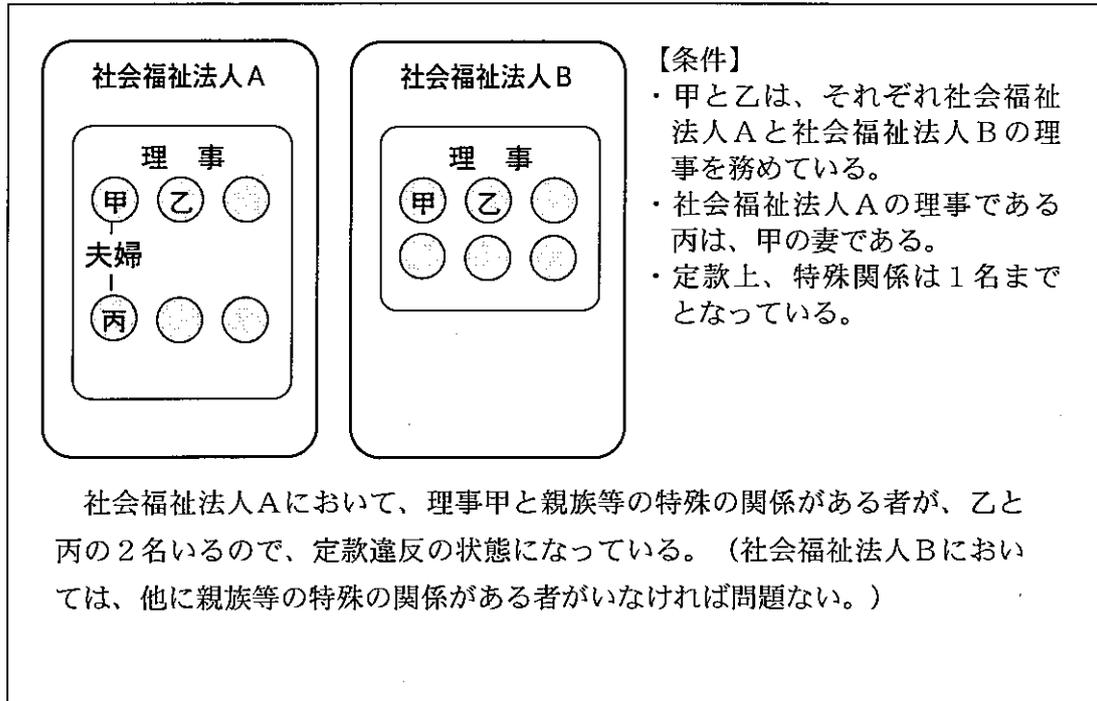
上の例では、社会福祉法人Aの役員である甲が役員となっている他の法人Bの役員である乙と、その法人の使用人（職員）である丙は、甲にとって特殊の関係がある者に該当します。

なお、「他の法人」は、株式会社に限られず、社会福祉法人、医療法人、NPO法人など、どのような種類の法人であっても、上のような関係であれば、特殊の関係がある者に該当します。

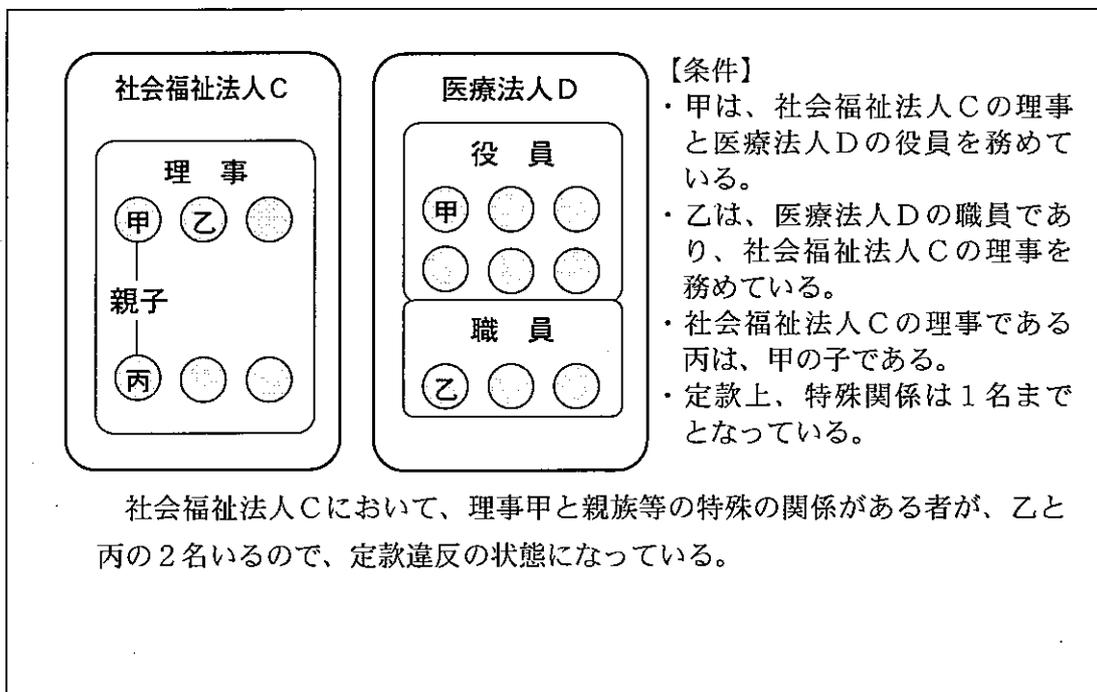
○ 誤りのある事例

二つの法人の間でお互いに役員に就いているような場合で、他に親族関係にある者がいたことで、定款に定める人数の上限を超えてしまう例などが見受けられます。

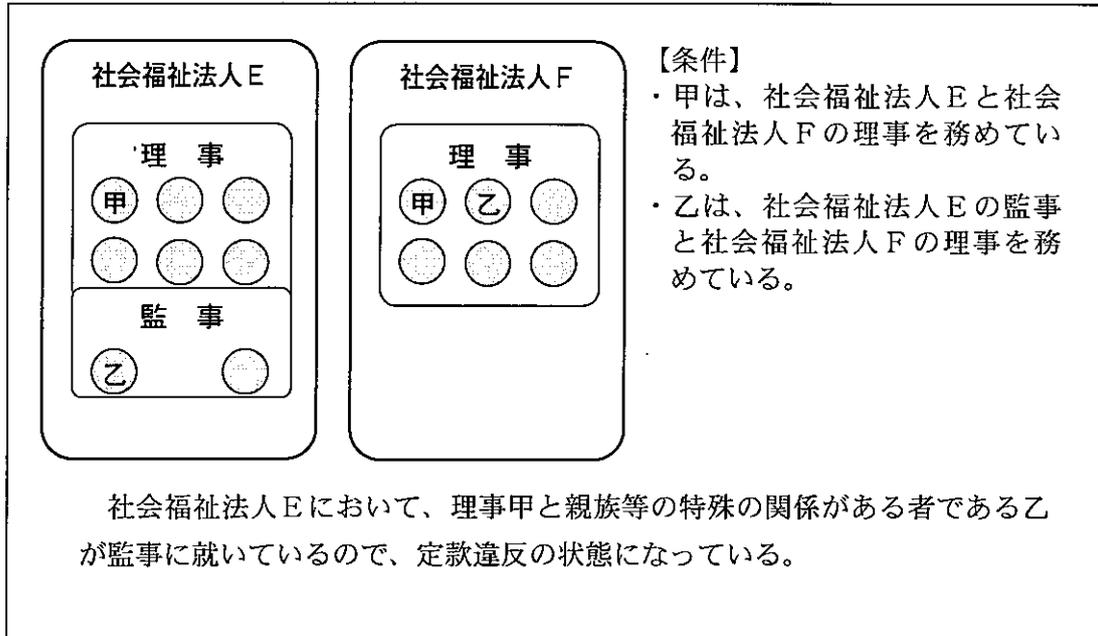
<事例1>



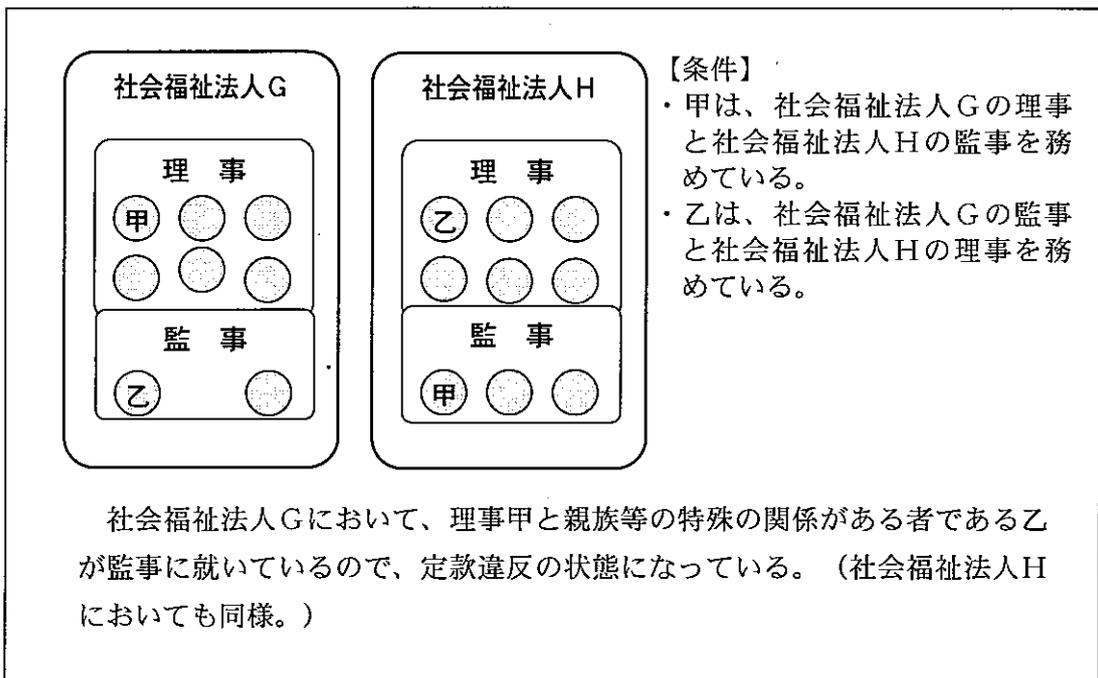
<事例2>



<事例3>



<事例4>



IV 法人の資産

法第25条において、社会福祉法人は、社会福祉事業を行うにあたり必要な資産を備えなければならないとされています。その要件については以下のとおりです。

- 1 社会福祉事業を行うために直接必要な全ての物件について所有権を有していること、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。
- 2 都市部等土地の取得が極めて困難な地域においては、不動産の一部（社会福祉施設を経営する法人の場合は、土地）に限り、国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けることもできる。この場合には、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、登記しなければならないこと。（※特別養護老人ホーム等については緩和要件あり）
- 3 社会福祉施設を運営する法人は、すべての施設においてその施設の用に供する不動産は基本財産とする。国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受けている場合は、1,000万円以上の資産を基本財産として有すること。
- 4 社会福祉施設を経営しない法人は、原則として1億円以上の資産を基本財産として有すること。
- 5 法人設立に際し寄附金が予定されている場合は、書面による贈与契約が締結され、当該寄附が確実に行われることについて各種証明書により確認できること。
- 6 借入金に対する償還財源その他必要経費について寄附金が予定されている場合、年間の寄附額を年間所得から控除した額が社会通念上その者の生活を維持できる額を上回っていること。
- 7 運用財産として年間事業費の12分の1以上に相当する現金、預金等を有すること。
※ 介護保険法及び障害者総合支援法に係る事業を主として行う法人の場合は12分の2以上が望ましい。

V 法人の所轄庁

ア 厚生労働省

以下の①から④にあてはまる事業を行う場合は、厚生労働省が所轄庁となります。

- ① 全国を単位として行う事業
- ② 地域を限定しないで行う事業
- ③ 法令の規定に基づき指定を受けて行う事業
- ④ ①から③までに類する事業

イ 地方厚生(支)局

都道府県をまたいで事業を行う場合は、各地方厚生(支)局が所轄庁となります。

(例) 相模原市と町田市で事業を行う場合：関東信越厚生局

ウ 指定都市・中核市・一般市

都道府県内の指定都市、中核市又は一般市内のみで事業を行う場合は、各指定都市、

中核市又は一般市が所轄庁となります。

エ 都道府県

上記ア、イ及びウ以外の場合は、各都道府県が所轄庁となります。

(注釈)

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第2次一括法）が平成23年8月30日に公布されたことに伴い、平成25年4月1日から社会福祉法に基づく社会福祉法人の認可、指導監査等の権限が神奈川県から指定都市及び中核市を除く市（一般市）に移譲されました。

なお、次の社会福祉法人については、引き続き神奈川県が所轄庁となります。

ア 県内に主たる事務所の所在地があり、県内の市町村の区域を越えて事業を行う法人（都道府県をまたがって事業を行う場合は国の所管となります。）

イ 町村に主たる事務所の所在地があり、その行う事業が県の区域を越えない法人

社会福祉法人設立提出書類様式集

平成25年 4 月

大 和 市

健康福祉部健康福祉総務課

社会福祉法人設立認可審査会及び社会福祉法人設立認可申請の提出書類

1 全体の説明

- 1 提出が必要な書類は「II 提出書類一覧」のとおりです。なお、提出書類一覧の「2 評議員会を設置する場合に必要な書類」から「10 特定非営利活動法人等で実施していた事業を目的として法人を設立する場合に必要な書類」までは、法人設立計画の内容によって書類の要不要が異なりますので、それぞれの条件に当てはまる場合に書類を御提出ください。

※ 提出書類一覧は、原則的な取扱いをまとめたものです。この他に計画の裏付けとなる書類の提出をお願いすることや、他の手段により状況を確認できる事項について書類の提出を不要とすることがありますので、御承知おきください。

- 2 「社会福祉法人設立認可審査会」には、提出書類一覧に掲げた書類のうち、〔認可申請時〕と記載した以外の書類を、一部ずつ御提出ください。
- 3 社会福祉法人設立認可申請の際は、提出書類一覧に掲げたすべての書類を、正本と副本として、二部御提出ください。

また「原本」と記載のあるものについては、原本を取得したうえで御提出ください。その際、副本については原本の写しを御提出いただくことも可能です。原本の写しについては、原本証明をしたうえで御提出ください。

4 書類作成上の留意点

- ① 各提出書類で「写し」と記載がある書類については、設立代表者による「原本証明」を行ってください。

※ 原本証明とは、原本をコピーしたものの余白に原本と相違ない旨の証明を行うことです。コピーの余白に次のように記載して実印で押印してください。

(原本証明の例)

この写しは原本と相違ないことを証明します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(仮称) 社会福祉法人〇〇会 設立代表者 □□□□ 印 (※代表者個人の実印による押印)

- ② 「原本」は、発行日から3か月以内のものを御提出ください。
※ 「社会福祉法人設立認可審査会」に提出する分は、審査会の時期によって取得すべき時点が異なりますので、原本を取得する前に市に御確認ください。
- ③ 履歴書には、その役職に必要な要件等を満たしていることがわかるように資格、職歴、福祉活動歴及び現在の職業・役職等を明記し、末尾には「上記のとおり相違ありません」と記載した上で御本人による署名及び捺印を行ってください。
- ④ 不動産の登記事項証明書は、乙区などを含む全部事項証明書を御提出ください。
- ⑤ 各種契約書について、設立者は「(仮称) 社会福祉法人〇〇会 設立代表者 □□□□」(一部の書類は「設立代表者代理人 △△△△」)と表記し、両当事者とも実印・代表者印(印鑑登録した印章)で押印してください。
- ⑥ 設立者及び設立当初の役員に関する就任承諾書、委任状及び申述書は、住所・氏名を、一字一句全て印鑑登録証明書の表記と一致するように正確に記載し、実印で押印してください。
- ⑦ 不動産の所在地等は、1筆1棟ごととし、登記事項証明書の表記と一致するように正確に御記載ください。

- ⑧ 履歴書、身分証明書、印鑑登録証明書について、例えば贈与者が設立当初の役員になる場合など、同じ書類を提出することになるときは、一方のみの提出で結構です。

II 提出書類一覧

1 すべての場合に必要な書類

1-1	[認可申請時] 設立認可申請書	様式例 1-B	
1-2	社会福祉法人設立計画概要	様式 1-A	
1-3	設立趣意書 [認可申請時は不要] (注1)		
1-4	定款案	様式例 2	
1-5	設立当初の財産目録	様式例 3	
1-6	事業計画書 (注2)	様式例 11	
1-7	収支予算書及び月次予算書 (注2)	様式例 12	
1-8	設立代表者の履歴書	写し	
1-9	設立代表者の権限を証する書類	写し	様式例 13~15
1-10	設立代表者の印鑑登録証明書	市町村発行の原本	
1-11	設立代表者の身分証明書	本籍地市町村発行の原本	
1-12	設立代表者の「登記されていないことの証明書」(注3)	法務局発行の原本	
1-13	設立当初の役員の履歴書 (注4)	写し (様式例 24)	
1-14	設立当初の役員の就任承諾書	写し	様式例 16
1-15	設立当初の役員の印鑑登録証明書	市町村発行の原本	
1-16	設立当初の役員の身分証明書	本籍地市町村発行の原本	
1-17	設立当初の役員の「登記されていないことの証明書」(注3)	法務局発行の原本	
1-18	設立当初の役員の申述書	様式例 23	
1-19	事業開始までのスケジュール表 (注5)		

(注1) 認可申請時には、「設立認可申請書」に設立の趣意を記載しますので、「設立趣意書」の御提出は不要です。

(注2) 法人設立日を含む年度から事業開始日を含む年度の次年度まで(4月1日に事業を開始する場合は、事業開始日を含む年度まで)、会計年度ごとに作成し、提出してください。月次予算書は任意の様式を作成し、御提出ください。

※ 社会福祉法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとされています。

(注3) 「登記されていないことの証明書」とは後見登記等ファイルに記録されていない(「成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見契約の本人とする記録がない」)ことを証明するものです。

(注4) 設立当初の役員とは、定款の附則に記載する設立当初の理事及び監事です。

(注5) 事業開始までに必要な調整や手続の前後関係等がわかるように、次の事項を含むスケジュール表を提出してください。(補助金交付決定、福祉医療機構の融資内定、開発許可、建築確認、法人設立認可、工事請負契約締結、借入金の融資実行、工事代金支払、補助金交付、竣工、開設前職員研修など)

2 評議員会を設置する場合に必要な書類

2-1	評議員予定者の履歴書	写し	
2-2	評議員予定者の就任承諾書	写し	様式例 17

3 社会福祉施設を新設する場合に必要な書類

3-1	施設長就任予定者の施設長就任承諾書	写し	様式例 21
3-2	施設長就任予定者の資格要件を証する書類	写し	
3-3	施設長資格を取得する念書(3-2の書類がない場合)	様式例 22	

4 設立当初や償還財源として、贈与(寄附)を受ける場合に必要な書類

4-1	贈与契約書	写し	様式例 4、20
4-2	※ 贈与者が個人の場合	贈与者の印鑑(登録)証明書	市町村等発行の原本
		贈与者の身分証明書	本籍地市町村発行の原本
		贈与者の「登記されていないこと証明書」(注4)	法務局発行の原本
4-4	※ 贈与者が法人の場合	贈与者の法人登記簿に係る登記事項証明書	法務局発行の原本 ※ 贈与者である法人の代表者名で原本証明したものを入手し、提出してください。
4-5		贈与者の定款の写し	
4-6		贈与実施の意思決定が法人内で必要な手続を経ていることを証する議事録等の写し	
4-7	※ 設立当初に現金の贈与を受ける場合	贈与者の寄附財源となる預貯金の残高証明書(注6)	金融機関発行の原本
4-8	※ 複数年にわたり現金の贈与を受ける場合で、贈与者が個人の時	贈与者の資力を証明する書類(所得証明書、納税証明書)	市町村等発行の原本
4-9	※ 土地建物の贈与を受ける場合	所有権移転登記確約書	写し 様式例 5
4-10		贈与を受ける不動産の登記事項証明書	法務局発行の原本
4-11		贈与を受ける土地の公図の写し	法務局発行の原本
4-12		贈与を受ける建物の図面	
4-13		[認可申請時] 贈与を受ける不動産の評価額に係る証明書	官公署発行のものは原本 その他のものは写し

(注6) 複数枚の証明書により寄附財源となる預貯金残高を証明する場合には、証明書の現在日(平成〇〇年〇〇月〇〇日現在)を同一日付に統一してください。

5 他から購入する土地や建物で事業を行う場合に必要な書類

5-1	購入する不動産の登記事項証明書		法務局発行の原本
5-2	※ 土地を購入する場合	購入する土地の公図の写し	法務局発行の原本
5-3	※ 建物を購入する場合	購入する建物の図面	
5-4	売買契約書等（所有権が確実に帰属することを明らかにすることができる書類）		写し
5-5	売主の印鑑（登録）証明書		市町村等発行の原本
5-6	※ 売主が法人の場合	売主の定款の写し	※ 売主である法人の代表者名で原本証明したものを入手し、提出してください。
		売買実施の意思決定が法人内で必要な手続を経ていることを証する議事録等の写し	
		売主の法人登記簿に係る登記事項証明書	法務局発行の原本
5-7	【認可申請時】基本財産編入誓約書		様式例 6

6 他から貸与を受ける土地や建物で事業を行う場合に必要な書類

6-1	貸与を受ける不動産の登記事項証明書		法務局発行の原本
6-2	※ 土地を借りる場合	貸与を受ける土地の公図の写し	法務局発行の原本
6-3	※ 建物を借りる場合	貸与を受ける建物の図面	
6-4	使用貸借・賃貸借契約書等（使用の権限が確実に帰属することを明らかにすることができる書類）		写し 様式例 9
6-5	地上権若しくは賃借権の設定契約書または設定登記誓約書		写し 様式例 7、8、10
6-6	貸主の印鑑（登録）証明書		市町村等発行の原本
6-7	※ 貸主が法人の場合	貸主の法人登記簿に係る登記事項証明書	法務局発行の原本

7 新たに建設する施設で事業を行う場合に必要な書類

7-1	建築図面（付近見取図、配置図、平面図、立面図）	
7-2	施設建設計画書	様式例 18
7-3	施設建設・整備等に係る収支予算書（設備整備（初度調弁）計画書）（注7）	
7-4	〔認可申請時〕 補助金等交付決定通知書	写し
7-5	〔認可申請時〕 施設建設工事見積書（注7）	写し
7-6	〔認可申請時〕 設備整備（初度調弁）見積書（注8）	写し
7-7	〔認可申請時〕 土地利用関係許認可の許認可書（注9）	写し
7-8	〔認可申請時〕 建築確認の確認済証	写し
7-9	〔認可申請時〕 基本財産編入誓約書	様式例 6

（注7） 法人設立日を含む年度から事業開始日を含む年度の次年度まで（4月1日に事業を開始する場合は、事業開始日を含む年度まで）、施設建設・整備等に係る予算について、会計年度ごとに作成し提出してください。その際、月々の資金の流れがわかるように作成してください。

（注8） 見積書は、設計監理業者など見積を行った事業者が押印したものの写しを御提出ください。

（注9） 原則として、建築確認を受ける前に法人の設立認可を得ることはできません。開発行為の許可や農地転用許可等、建築確認を受ける前に必要な諸手続は、社会福祉法人設立代表者として行い、許認可書の写しを御提出ください。

8 施設整備費や運転資金などの借入を行う場合に必要な書類

8-1	金融機関等による融資証明書（福祉医療機構を除く）	写し
8-2	借入金償還計画書	様式例 19
8-3	〔認可申請時〕 福祉医療機構の貸付内定通知書（注10）	写し

（注10） 福祉医療機構の貸付内定通知書については、受理票に代えて提出することも可能です。

9 神奈川県が指定や認可を行う事業の実施を目的として法人を設立する場合に必要な書類

9-1	神奈川県の意見書	
-----	----------	--

10 特定非営利活動法人等で実施していた事業を目的と（譲渡）して法人設立する場合に必要な書類

10-1	実施事業の経営の実績がわかる書類5カ年度分（所在地の市町村長が法人格を取得することについて推薦をした場合は3カ年度分）	
10-2	地方公共団体等からの委託、助成を受けている（あるいは過去に受けていた）ことが分かる書類	写し
10-3	実施事業に対し、各法令に基づく指定を受けていることが分かる書類	写し

規則第1号様式(第2条関係)

社会福祉法人設立計画概要

設立代表者	氏名
	住所
その他の設立者氏名	

(作成日:平成 年 月 日)

1 法人名称及び名称の由来

ふりがな	名称の由来
法人名称 (仮称)	

2 主たる事務所の所在地等

主たる事務所の所在地
その他事業を行う場所

3 実施しようとする事業

種類	名称	定員(人)	種類	名称	定員(人)
第一種社会福祉事業			公益事業		
第二種社会福祉事業			収益事業		
施設整備に係る県補助金交付申請			施設名称		
(無・有)			初年度出来高見込		%

※ 事業に関する特記事項(既存事業者からの事業引継など)

--

4 設立当初の役員（理事定数： 人）（監事定数： 人）

役職	氏名	年齢	現在の職業、役職等	住所	要件等
理事長					
理事					
監事					
監事					

備考1 「年齢」欄には作成日現在の年齢を記載してください。

2 次のいずれかの要件等に当てはまる方は、「要件等」欄に該当する記号を記載してください。（複数の要件等に当てはまる場合は、当てはまる要件等の全ての記号を記載してください。）

- ・社会福祉事業について学識経験を有する者…「A」
- ・地域の福祉関係者…「B」
- ・施設長予定者…「C」
- ・同種又は類似の社会福祉事業についての知識経験を有する者…「D」
- ・財務諸表等を監査しうる者…「E」
- ・設立法人に係る社会福祉施設の整備又は運営と密接に関連する業務を行う者…「F」
- ・施設職員（施設長を除く）予定者…「G」

※ 理事のうち親族等の特殊の関係のある者がいる場合は、氏名と関係を記載してください。

	(記載例) 大和太郎と大和二郎は兄弟 (太郎が兄、二郎が弟)
親族等の特殊の関係のある者	

6 社会福祉事業を行うために直接必要な不動産の調達方法

(1) 土地

		区分		土地の所在地		筆数・面積	
	贈与(寄附)を受ける場合	贈与予定者氏名・名称	贈与予定者と設立時役員との関係			計	筆
①		土地の評価額等		円		計	m ²
②	購入する場合	現所有者氏名・名称	現所有者と設立時役員との関係			計	筆
		購入予定価額		円		計	m ²
③	他から貸与を受ける場合	所有者氏名・名称	現所有者と設立時役員との関係			計	筆
		地上権又は賃借権の設定			年間賃借料:	計	m ²
				期間: 年間	登記予定(有・無)		円/年

(2) 建物(建設する場合)

		施設整備にかかる費用		施設整備費の財源	
項目	金額(円)	項目	金額(円)		
設計監理費		自己資金			
建築工事費		国・県補助金・交付金			
設備備品整備費		()市町村補助金・交付金			
		福祉医療機構からの借入金			
		借入先			
		その他借入金			
		借入先			
計		計			

※ 建築確認を得る前に必要な土地利用に関する許認可等について、根拠法令、許認可権者、申請先などを記載してください。

--	--

(3) 建物（建設する以外の場合）

①	贈与(寄附)を受ける場合	区分		建物の所在地	構造・延床面積
		贈与予定者氏名・名称	贈与予定者との関係		
		建物の評価額等	円		計 . m ²
		現所有者氏名・名称			造 階建
		現所有者と設立時役員との関係			計 . m ²
		購入予定価額	円		造 階建
		所有者氏名・名称			計 . m ²
		現所有者と設立時役員との関係			造 階建
		地上権又は賃借権の設定	期間： 年間	登記予定（有・無）	円/年

7 設立当初の資産

(1) 設立当初に受ける土地・建物以外の贈与(寄附)

贈与予定者氏名・名称	贈与を受ける資産の種類	金額(評価額等)	用途
①	贈与予定者と設立時役員との関係		建設自己資金： 円
	贈与を受ける資産の種類	現金・その他()	〇〇購入資金： 円
	金額(評価額等)	円	運転資金： 円 法人事務費： 円 基本財産： 円
②	贈与予定者氏名・名称		建設自己資金： 円
	贈与予定者と設立時役員との関係		〇〇購入資金： 円
	贈与を受ける資産の種類	現金・その他()	運転資金： 円 法人事務費： 円 基本財産： 円
金額(評価額等)	円		

(2) 設立当初の資産の内容

区分	土地 評価額(円)	建物 評価額(円)	現金預金 (円)	その他の資産 評価額(円)
基本財産				
公益事業用財産				
収益事業用財産				
運用財産				

8 事業開始までに借り入れる借入金

(1) 施設整備費や運転資金などの借入

借入先	借入の目的	借入金額(千円)	利率(%)	償還期間	償還財源	事業用不動産への抵当権設定	協
			.	年		無・有(順位)	
			.	年		無・有(順位)	
			.	年		無・有(順位)	
			.	年		無・有(順位)	

備考 福祉医療機構との協調融資の場合は、「協」欄に○印を記載してください。

(2) つなぎ資金の借入

借入先	借入時期	借入金額(千円)	利率(%)	返済時期	担保提供
	年 月		.	年 月	無・有(担保の内容:)
	年 月		.	年 月	無・有(担保の内容:)

9 経常経費に充当する寄附金

内容	年間の寄附額(円)	贈与予定者氏名・名称	年齢	職業	年間所得(千円)
賃借料に充当する寄附金					
借入金の償還財源とする寄附金					

10 経常経費に充当する補助金・交付金

内容	年間の支給額(円)	支給額の根拠
() 市町村元金償還金補助金		

11 事業開始前にかかる費用及び運転資金とその財源

項目	金額(円)	財源			
		区分		金額(円)	
事業開始前にかか る費用		贈与(寄附)	〇〇購入資金		
			運転資金		
			法人事務費		
		借入金	借入先		
			借入先		
事業開始時に確保する運転資金					
合計		合計			

備考1 「事業開始前にかかる費用」欄には、事業開始前に法人が支出する費用のうち、施設整備にかかる費用(6(2)で記載したもの)以外の全ての費用を記載してください。(事業開始前の人件費、旅費交通費、賃借料、つなぎ資金利息など)

2 「事業開始時に確保する運転資金」欄には、事業開始時点で運転資金として確保しておく現金、普通預金又は当座預金等の金額を記載してください。

3 「財源」欄には、事業開始前にかかる費用や事業開始時に確保する運転資金の財源となるものを記載してください。(7(1)で記載した贈与のうち、「建設自己資金」や「基本財産」以外のものを含まず。)

※ 法人の年間事業費の見込みとその算定根拠を記載してください。

年間事業費の算定方法	
法人の年間事業費 (a)	円
(a) × <u>12</u>	円

※ 事業開始当初の稼働率の見込みとその算定方法・根拠を記載してください。

12 施設について（※ 保育所を経営する法人を設立する場合のみ記載してください。）

(1) 施設長予定者

氏名	年齢	住所	職業	法令に定める資格の状況

(2) 職員数

人（※ 国の配置基準： 人）

(3) 施設の必要性及び既存施設の様況

--

様式例1-B 設立認可申請書

(表 面)

社会福祉法人設立認可申請書		
設立者又は 設立代表者	住所	(住所、氏名は印鑑登録証明書の記載と一致させてください。)
	氏名	実印
申請年月日		
社会福祉法人 設立の趣意		
主たる事務所の所在地		
ふりがな 法人の名称		
事業の 種類	社会福祉 事業	第1種
		第2種
	公益事業	
	収益事業	

(裏面)

資 産	純 額 ⑤-⑥		内 訳							
			社会福祉事業用財産		③公益事業 用財産	④収益事業 用財産	⑤積極財産 ①+②+③ +④	⑥負債		
	① 基本財産	② 運用財産	円	円					円	円
役 員 と な る べ き 者	理事 監事 の別	氏 名	代表 権の 有無	親族等 の特殊 関係者 の有無	役員の資格等 (該当に○)				他の社会福祉人の代表者へ の就任状況	
					学識経験	地域福祉 関係	施設長	その他	有 無	法人名
評 議 員 会 の 有 無				評 議 員 の 定 数						

様式例2 定款

社会福祉法人〇〇〇〇〇〇定款

第一章 総則

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。（注1）

(1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 特別養護老人ホームの経営
- (ロ) 〇〇の経営
- (ハ) ●●の経営

(2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 老人デイサービス事業の経営
- (ロ) 老人介護支援センターの経営
- (ハ) 保育所の経営
- (ニ) 障害福祉サービス事業の経営

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人〇〇〇〇〇〇という。

(経営の原則)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を神奈川県大和市□□◇丁目◇番に置く。

2 前項のほか、従たる事務所を神奈川県大和市△△◇丁目◇番に置く。

第二章 役員及び職員

(役員の数)

第五条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 (注2) 名
 - (2) 監事 (注3) 名
- 2 理事のうち一名は、理事の互選により、理事長となる。
- 3 理事長は、この法人を代表する。
- 4 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうちに(注4)名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(役員任期)

第六条 役員任期は二年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。
- 3 理事長任期は、理事として在任する期間とする。

(役員を選任等)

第七条 理事は、評議員会において選任し、理事長が委嘱する。

2 監事は、評議員会において選任する。

3 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(役員報酬等)

第八条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(理事会)

第九条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

2 理事会は、理事長がこれを招集する。

3 理事長は、理事総数の三分の一以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から一週間以内にこれを招集しなければならない。

4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

5 理事会は、理事総数の三分の二以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

6 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。

7 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

9 議長及び理事会において選任した理事二名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事長の職務の代理)

第一〇条 理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。

2 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(監事による監査)

第一一条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、評議員会、理事会及び大和市長に報告するものとする。

3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、評議員会及び理事会に出席して意見を述べるものとする。

(職員)

第一二条 この法人に、職員若干名を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長(以下「施設長」という。)は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。

3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第三章 評議員及び評議員会（注5）

（評議員会）

第一三条 評議員会は、（注6）名の評議員をもって組織する。

- 2 評議員会は、理事長が招集する。
- 3 理事長は、評議員総数の三分の一以上の評議員又は監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から二〇日以内に、これを招集しなければならない。
- 4 評議員会に議長を置く。
- 5 議長は、その都度評議員の互選で定める。
- 6 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 7 評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。
- 9 議長及び評議員会において選任した評議員二名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。
- 10 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。

（評議員会の権限）

第一四条 評議員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
 - (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
 - (3) 定款の変更
 - (4) 合併
 - (5) 解散（合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。）
 - (6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
 - (7) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項
- 2 理事会は、前項に掲げる事項を決定しようとするときは、原則として、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

（同前）

第一五条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴することができる。

（評議員の資格等）

第一六条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験ある者で、この法人の趣旨に賛成して協力する者の中から理事会の同意を経て、理事長がこれを委嘱する。

- 2 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が（注4）名を超えて含まれてはならない。

（評議員の任期）

第一七条 評議員の任期は二年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 評議員は、再任されることができる。

第四章 資産及び会計（注7）

（資産の区分）

第一八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産の二種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
 - (1) 神奈川県大和市◇丁目◇番所在の特別養護老人ホーム△△△△△ 敷地 (平方メートル)
 - (2) 神奈川県大和市◇丁目◇番地所在の木造瓦葺平屋建○○保育園 園舎 (平方メートル)
- 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第一九条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意を得て、大和市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、大和市長の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理) (注8)

第二〇条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(特別会計)

第二一条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予算)

第二二条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

(決算)

第二三条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後二月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。

- 2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第二四条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第二五条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第二六条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

第五章 解散及び合併

(解散)

第二七条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第二八条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、理事総数の三分の二以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第二九条 合併しようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意を得て、大和市長の認可を受けなければならない。

第六章 定款の変更

(定款の変更)

第三〇条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意を得て、大和市長の認可（社会福祉法第四三条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を大和市長に届け出なければならない。

第七章 公告の方法その他

(公告の方法)

第三一条 この法人の公告は、社会福祉法人〇〇〇〇〇の掲示場に掲示するとともに、官報又は新聞に掲載して行う。

(施行細則)

第三二条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長

理 事

”

”

”

”

監 事

”

(注1) 具体的な記載は、社会福祉法の基本的理念に合致するものであるとともに、それぞれの法人の設立の理念を体现するものとする事。
児童福祉に関する事業を行う法人においては、「心身ともに健やかに育成される」との趣旨に合致するものである事。

(注2) 6名以上とする事。

(注3) 2名以上とする事。

(注4) 親族等の人数は、理事（評議員）の定数に応じて次のとおりとする事。

理事（評議員）定数	親族等の人数
6名～ 9名	1名
10名～12名	2名
13名～	3名

(注5) 法人においては評議員会を置く事。ただし、都道府県又は市町村が福祉サービスを必要とする者について措置をとる社会福祉事業又は保育所を営む事業のみ並びに介護保険事業のみを行う法人については、この限りでない。

(注6) 理事定数の2倍を超える数とする事。

(注7) 公益及び収益を目的とする事業を行う場合には、次のように記載する事。

(資産の区分)

第十八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産、公益事業用財産及び収益事業用財産（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載）の四種（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、三種）とする。

2 本文第二項に同じ、

3 運用財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載）以外の財産とする。

4 公益事業用財産及び収益事業用財産（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載）は、第〇条に掲げる公益を目的とする事業及び第〇条に掲げる収益を目的とする事業（公益を目的とする事業又は収益を目的とする事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業のみを記載）の用に供する財産とする。

5 本文第四項に同じ。

(注8) 基本財産以外の資産において、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用を行う場合には、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(備考一) 公益事業を行う社会福祉法人は、定款第4章（評議員会未設置の場合第3章）の次に次の章を加える事。

第5（評議員会未設置の場合第4章）章 公益を目的とする事業

(種別)

第〇条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 〇〇の事業

(2) △△の事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

(剰余金が出た場合の処分)

第〇条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

(備考二) 収益事業を行う社会福祉法人は、定款第5章（評議員会未設置で公益事業を行わない場合第3章、評議員会未設置で公益事業を行う場合第4章）の次に次の章

を加えること。

第6（評議員会未設置で公益事業を行わない場合第4章、評議員会未設置で公益事業を行う場合第5章）章 収益を目的とする事業

（種別）

第〇条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、次の事業を行う。

（1）◇◇業

（2）□□業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

（収益の処分）

第〇条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和三三年政令第一八五号）第四条及び平成一四年厚生労働省告示第二八三号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

様式例4 贈与契約書（建設自己資金・運転資金・法人事務費・土地）

贈 与 契 約 書

〇〇 〇〇（以下「甲」という。）と社会福祉法人〇〇〇〇〇〇設立代表者（代理人）〇〇
〇〇（以下「乙」という。）は、次のとおり贈与契約を締結した。

第1条 甲は、社会福祉法人〇〇〇〇〇〇の設立が認可されたときは、同法人の建設自己資
金として〇〇円、運転資金として〇〇円、法人事務費として〇〇円及び資産として別記
目録記載の財産を同法人に贈与することを約し、乙は、これを承諾した。

第2条 甲は、前条による贈与を同法人設立後1週間以内に行わなければならない。

第3条 社会福祉法人〇〇〇〇〇〇の設立の認可が得られないときは、この契約は無効とし、
これにより損害が発生した場合、甲は、損害の賠償を請求することができない。

第4条 この契約に定めていない事項については、甲、乙は、誠意をもって協議のうえ決
定するものとする。

上記契約を証するため、同文2通を作成し、甲、乙署名捺印のうえ各1通を保持する。

平成 年 月 日

（住所、氏名は印鑑登録証明書の記載と一致させてください。）

甲 住所

氏名 〇 〇 〇 〇 実印

乙 住所

氏名 社会福祉法人〇〇〇〇〇〇

設立代表者

〇 〇 〇 〇 実印

（甲、乙が同一人の場合）

乙 住所

氏名 社会福祉法人〇〇〇〇〇〇

設立代表者代理人

〇 〇 〇 〇 実印

別記

目 録

1 現金	円
(内訳)	
建設自己資金	円
運転資金	円
法人事務費	円
2 土地(注2)	
神奈川県大和市□□◇丁目◇番所在の土地一筆	m ²
3 建物(注3)	
神奈川県大和市□□◇丁目◇番所在の○○造○階建建物1棟	
延べ	m ²

(注1) 必要項目のみ記載する。贈与内容はなるべく贈与契約書中に記載する。

(注2) 登記事項証明書記載のとおりに記載する。土地の一部のみ贈与する場合は、分筆登記後の登記事項証明書により記入する。

(注3) 建物の贈与を受けるときに記載する。建設中の建物は記入しない。

様式例5 所有権移転登記確約書

所有権移転登記確約書

社会福祉法人〇〇〇〇〇の設立が認可されたときは、下記の財産について、直ちに貴法人に対し所有権移転登記を行うことを確約いたします。

平成 年 月 日

(住所、氏名は印鑑登録証明書の記載と一致させてください。)

住所

氏名(所有者) 〇 〇 〇 〇 実印

社会福祉法人〇〇〇〇〇

設立代表者 〇 〇 〇 〇 殿

(設立代表者代理人 〇 〇 〇 〇 殿)

記

1 土地

神奈川県大和市〇〇◇丁目◇番所在の土地一筆 ㎡

2 建物

神奈川県大和市〇〇◇丁目◇番所在の〇〇造〇階建建物1棟
延べ ㎡

様式例6 基本財産編入誓約書

基本財産編入誓約書

このたび、社会福祉法人〇〇〇〇〇が設置経営する特別養護老人ホーム△△△△△の建物については、完成後速やかに基本財産に編入することを誓約いたします。

平成 年 月 日

社会福祉法人 〇〇〇〇〇

設立代表者 〇〇 〇〇 実印

大 和 市 長 殿

様式例7 地上権設定契約書

地 上 権 設 定 契 約 書

土地所有者〇〇 〇〇（以下「甲」という。）と社会福祉法人〇〇〇〇〇〇設立代表者（代理人）〇〇 〇〇（以下「乙」という。）は、地上権設定について次のとおり契約を締結する。

（地上権設定の目的）

第1条 甲は、その所有にかかる末尾記載の土地を乙が建設する特別養護老人ホームの用に供させる目的をもって、地上権者乙のため地上権を設定する。

（契約期間）

第2条 前条の地上権の契約期間は、平成 年 月 日から前条の目的によって使用する期間とする。（注1）

（地代）

第3条 地代は無償とする。

（登記）

第4条 甲は、乙に対し、この契約締結と同時に地上権設定登記承諾書を提出するものとする。

（土地の維持管理）

第5条 この契約の対象となる土地が、天災等により流出又は崩壊したときの損害の補てん又は復旧に要する費用は、乙の負担とする。

（協議）

第6条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議の上定めるものとする。

この契約が甲乙両者間に成立したことを証し、かつこれを確守するため2通を作成し、各1通を保持する。

平成 年 月 日

（住所、氏名は印鑑登録証明書の記載と一致させてください。）

甲 住所

氏名 〇 〇 〇 〇 実印

乙 住所

社会福祉法人〇〇〇〇〇〇設立代表者

氏名 〇 〇 〇 〇 実印

土地の表示

- 1 所在地 神奈川県大和市□□◇丁目◇番
- 2 地目 宅地
- 3 公簿面積 m²

（注1） 10年、20年と期間を限ったものは認められない。

様式例8 地上権設定登記誓約書

地上権設定登記誓約書

このたび、特別養護老人ホーム△△△△△用地として地上権設定契約の締結を行った土地については、法人設立後直ちに地上権の登記を設定することを誓約いたします。

平成 年 月 日

(住所、氏名は印鑑登録証明書の記載と一致させてください。)

住所

氏名(所有者) ○ ○ ○ ○ 実印

大 和 市 長 殿

様式例9 土地賃貸借契約書

土地賃貸借契約書

貸地人〇〇 〇〇（以下「甲」という。）と、借地人社会福祉法人〇〇〇〇〇〇設立代表者
〇〇 〇〇（以下「乙」という。）は、土地の賃貸借に関し、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、その所有にかかる末尾記載の土地を乙が設置経営する特別養護老人ホーム
の敷地にあてるため賃貸する。

（契約期間）

第2条 前条の賃貸の契約期間は、平成 年 月 日から前条の目的によって使用
する期間とする。（注1）

（地代）

第3条 賃借料は 円とする。

（登記）

第4条 甲は、乙に対し、この契約締結と同時に地上権設定登記承諾書を提出する
ものとする。

（転貸の禁止）

第5条 乙は、この契約にかかる土地を他に転貸してはならない。

（契約の解除）

第6条 乙が正当な事由なくこの契約の各条項に違背したときは、甲はこの契約を解除す
ることができる。

2 乙はその都合により、いつでもこの契約の解除を甲に申し入れることができる。

（返還）

第7条 乙は、この契約による土地を返還する場合、原形に復した後、返還しなければな
らない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

（その他）

第8条 以上に定めるもののほか、疑義の生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

この契約が甲乙両者間に成立したことを証し、かつこれを確守するため2通を作成し、
各1通を保持する。

平成 年 月 日

（住所、氏名は印鑑登録証明書の記載と一致させてください。）

甲 住所

氏名 ○ ○ ○ ○ 実印

乙 住所

社会福祉法人〇〇〇〇〇〇設立代表者

氏名 ○ ○ ○ ○ 実印

土地の表示（2筆以上ある場合は、筆ごとに記載してください。）

- 1 所在地 神奈川県大和市□□◇丁目◇番
- 2 地目 宅地
- 3 公簿面積 m²

（注1） 10年、20年と期間を限ったものは認められない。

様式例 10 賃借権登記誓約書

賃借権登記誓約書

このたび、特別養護老人ホーム△△△△△用地として賃貸借契約の締結を行った借地人
社会福祉法人〇〇〇〇〇設立代表者〇〇 〇〇氏との土地の賃貸借については、法人設立
後直ちに賃借権の登記を設定することを誓約いたします。

平成 年 月 日

(住所、氏名は印鑑登録証明書の記載と一致させてください。)

住所

氏名 (賃貸人) 〇 〇 〇 〇 実印

大 和 市 長 殿

様式例 11-1 事業計画書

平成〇〇年度特別養護老人ホーム△△△△△事業計画

- 1 所在地
- 2 利用定員
- 3 職員定数
- 4 事業開始予定年月日
- 5 事業運営基本計画

6 利用者の支援

(1) 支援の方針

(2) 介護

(3) 食事の提供

(4) 機能訓練

(5) 健康管理

(6) 衛生管理等

7 防災計画

8 日課

9 職員名簿

職名（注1）	氏名（注2）	前歴	資格	年齢
施設長				
事務員				
介護支援専門員				
生活相談員				
介護職員				
”				
医師				
看護師				
機能訓練指導員				
栄養士				
調理員				
”				
介助員				

10 資金計画

別紙 収支予算書のとおり

(注1) 必要職種すべてについて記入してください。

(注2) 選考中で未定の場合、その旨記入してください。

様式例 11-2 事業計画書

平成〇〇年度〇〇保育園事業計画書

1 保育園の運営

(1)所在地

(2)定員

歳児	歳児	歳児	歳児	歳以上児	合計

(3)職員定数

(4)事業開始予定年月日

2 保育目標

(1)保育時間

(2)保育内容

(3)保育担当者

3 職員名簿

職名（注1）	氏名（注2）	前歴	資格	年齢
園長				
主任保育士				
保育士				
”				
”				
”				
”				
”				
”				
調理員				
”				
用務員				

その他、〇〇市〇〇町所在の〇〇医院の〇〇医師を嘱託医とする。

4 保育施設

5 資金計画

別紙 収支予算書のとおり

(注1) 必要職種すべてについて記入してください。

(注2) 選考中で未定の場合、その旨記入してください。

資金収支予算内訳表

(自)平成 年 月 日 (至)平成 年 月 日

単位:円

勘定科目	サービス区分			合計	内部取引消去	拠点区分合計
	本部	特養	軽費老人ホーム			
介護保険事業収入						
施設介護料収入						
介護報酬収入						
利用者負担金収入(公費)						
利用者負担金収入(一般)						
居宅介護料収入						
(介護報酬収入)						
介護報酬収入						
介護予防報酬収入						
(利用者負担金収入)						
介護負担金収入(公費)						
介護負担金収入(一般)						
介護予防負担金収入(公費)						
介護予防負担金収入(一般)						
地域密着型介護料収入						
(介護報酬収入)						
介護報酬収入						
介護予防報酬収入						
(利用者負担金収入)						
介護負担金収入(公費)						
介護負担金収入(一般)						
介護予防負担金収入(公費)						
介護予防負担金収入(一般)						
居宅介護支援介護料収入						
居宅介護支援介護料収入						
介護予防支援介護料収入						
利用者等利用料収入						
施設サービス利用料収入						
居宅介護サービス利用料収入						
地域密着型介護サービス利用料収入						
食費収入(公費)						
食費収入(一般)						
居住費収入(公費)						
居住費収入(一般)						
その他の利用料収入						
その他の事業収入						
補助金事業収入						
市町村特別事業収入						
受託事業収入						
その他の事業収入						
(保険等査定減)						
老人福祉事業収入						
措置事業収入						
事務費収入						
事業費収入						
その他の利用料収入						
その他の事業収入						
運営事業収入						
管理費収入						
その他の利用料収入						
補助金事業収入						
その他の事業収入						
その他の事業収入						
管理費収入						
その他の利用料収入						
その他の事業収入						
児童福祉事業収入						
措置事業収入						
事務費収入						
事業費収入						
私的契約利用料収入						
その他の事業収入						
補助金事業収入						
受託事業収入						
その他の事業収入						
保育事業収入						
保育所運営費収入						
私的契約利用料収入						
私立認定保育所利用料収入						
その他の事業収入						
補助金事業収入						
受託事業収入						
その他の事業収入						
就労支援事業収入						
〇〇事業収入						

様式例12 収支予算書

事業活動による収入支	障害福祉サービス等事業収入 自立支援給付費収入 介護給付費収入 特例介護給付費収入 訓練等給付費収入 特例訓練等給付費収入 サービス利用計画作成費収入 障害児施設給付費収入 利用者負担金収入 補足給付費収入 特定障害者特別給付費収入 特例特定障害者特別給付費収入 特定入所障害児食費等給付費収入 特定費用収入 その他の事業収入 補助金事業収入 受託事業収入 その他の事業収入 (保険等査定減)							
	生活保護事業収入 措置事業収入 事務費収入 事業費収入 授産事業収入 ○○事業収入 利用者負担金収入 その他の事業収入 補助金事業収入 受託事業収入 その他の事業収入							
	医療事業収入 入院診療収入 室料差額収入 外来診療収入 保健予防活動収入 受託検査・施設利用料収入 訪問看護療養費収入 訪問看護利用料収入 訪問看護基本利用料収入 訪問看護その他の利用料収入 その他の医療事業収入 補助金事業収入 受託事業収入 その他の医療事業収入 (保険等査定減)							
	○○事業収入 ○○事業収入 その他の事業収入 補助金事業収入 受託事業収入 その他の事業収入							
	○○収入 ○○収入 借入金利息補助金収入 経常経費寄付金収入 受取利息配当金収入 その他の収入 受入研修費収入 利用者等外給食費収入 雑収入 流動資産評価益等による資金増加額 有価証券売却益 有価証券評価益 為替差益							
	事業活動収入計(1)							

様式例12 収支予算書

支 出	人件費支出 役員報酬支出 職員給料支出 職員賞与支出 非常勤職員給与支出 派遣職員費支出 退職給付支出 法定福利費支出 事業費支出 給食費支出 介護用品費支出 医薬品費支出 診療・療養等材料費支出 保険衛生費支出 医療費支出 被服費支出 教養娯楽費支出 日用品費支出 保育材料費支出 本人支給金支出 水道光熱費支出 燃料費支出 消耗器具備品費支出 保険料支出 賃借料支出 教育指導費支出 就職支度費支出 葬祭費支出 車両費支出 管理費返還支出 ○○費支出 雑支出 事務費支出 福利厚生費支出 職員被服費支出 旅費交通費支出 研修研究費支出 事務消耗品費支出 印刷製本費支出 水道光熱費支出 燃料費支出 修繕費支出 通信運搬費支出 会議費支出 広報費支出 業務委託費支出 手数料支出 保険料支出 賃借料支出 土地・建物賃借料支出 租税公課支出 保守料支出 渉外費支出 諸会費支出 ○○費支出 雑支出 就労支援事業支出 就労支援事業販売原価支出 就労支援事業販管費支出 授産事業支出 ○○事業支出 ○○支出 利用者負担軽減額 支払利息支出 その他の支出 利用者等外給食費支出 雑支出 流動資産評価損等による資金減少額 有価証券売却損 資産評価損 有価証券評価損 ○○評価損 為替差損 徴収不能額						
	事業活動支出計 (2) 事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)						

様式例12 収支予算書

施設整備等による収入	施設整備等補助金収入 施設整備等補助金収入 設備資金借入金元金償還補助金収入 施設整備等寄附金収入 施設整備等寄附金収入 設備資金借入金元金償還寄附金収入 設備資金借入金収入 固定資産売却収入 車両運搬具売却収入 器具及び備品売却収入 ○○売却収入 その他の施設整備等による収入 ○○収入						
	施設整備等収入計 (4)						
施設整備等による支出	設備資金借入金元金償還支出 固定資産取得支出 土地取得支出 建物取得支出 車両運搬具取得支出 器具及び備品取得支出 ○○取得支出 固定資産除却・廃棄支出 ファイナンス・リース債務の返済支出 その他の設備整備等による支出 ○○支出						
	施設整備等支出計 (5)						
施設整備等資金収支差額 (6)=(4)-(5)							
その他の活動による収入	長期運営資金借入金元金償還寄附金収入 長期運営資金借入金収入 長期貸付金回収収入 投資有価証券売却収入 積立資産取崩収入 退職給付引当資産取崩収入 長期預り金積立資産取崩収入 ○○積立資産取崩収入 事業区分間長期借入金収入 拠点区分間長期借入金収入 事業区分間長期貸付金回収収入 拠点区分間長期貸付金回収収入 事業区分間繰入金収入 拠点区分間繰入金収入 その他の活動による収入 法人設立時基本財産寄附金収入 ○○収入						
	その他の活動収入計(7)						
その他の活動による支出	長期運営資金借入金元金償還支出 長期貸付金支出 投資有価証券取得支出 積立資産支出 退職給付引当資産支出 長期預り金積立資産支出 ○○積立資産支出 事業区分間長期貸付金支出 拠点区分間長期貸付金支出 事業区分間長期借入金返済支出 拠点区分間長期借入金返済支出 事業区分間繰入金支出 拠点区分間繰入金支出 その他の活動による支出 基本財産定期預金支出 ○○支出						
	その他の活動支出計(8)						
その他の活動資金収支差額 (9)=(7)-(8)							
予備費支出(10)							
当期資産収支差額合計 (11)=(3)+(6)+(9)-(10)							
前期末支払資金残高 (12)							
当期末支払資金残高 (11)+(12)							

※この様式は、社会福祉法人会計基準 第1号の4様式(○○拠点区分 資金収支計算書の予算欄を拠点区分ごとに作成し、合計したものです。新会計基準では、法人本部は独立した拠点区分とすることができるため、他の拠点と分けて記載しています。

様式例 13 委任状：設立代表者が設立に関する一切の権限を有する場合

委 任 状

(印鑑登録証明書記載のとおり記入してください。)

住所

氏名

上記の者を社会福祉法人〇〇〇〇〇の設立代表者として設立に関し必要な権限の一切を委任する。

平成 年 月 日 (注1)

(住所、氏名は印鑑登録証明書の記載のとおり記入してください。)

(注2)	住 所	氏 名	実印
設立者	〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号	〇〇 〇〇	印
設立者	〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号	〇〇 〇〇	印
設立者	〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号	〇〇 〇〇	印
設立者	〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号	〇〇 〇〇	印
設立者	〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号	〇〇 〇〇	印
設立者	〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号	〇〇 〇〇	印
設立者	〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号	〇〇 〇〇	印

(注1) 年月日は贈与契約日以前の日付である必要があります。

(注2) 設立代表者以外の理事、監事分を作成してください。

(注3) 連記式でなく、設立者別の個別の委任状でも差し支えありません。

様式例 14 委任状：設立代表者が贈与契約等の当事者（寄附者）となる場合

委 任 状

(印鑑登録証明書記載のとおりに記入してください。)

住所

氏名

上記の者を社会福祉法人〇〇〇〇〇の設立代表者として設立に関し必要な権限（〇〇〇〇との贈与契約及び所有権移転登記確約、並びに〇〇 〇〇の理事就任承諾に係る部分を除く。）の一切を委任する。

平成 年 月 日 (注1)

(住所、氏名は印鑑登録証明書記載のとおりに記入してください。)

(注2)	住 所	氏 名	実印
設立者	〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号	〇〇 〇〇	印
設立者	〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号	〇〇 〇〇	印
設立者	〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号	〇〇 〇〇	印
設立者	〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号	〇〇 〇〇	印
設立者	〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号	〇〇 〇〇	印
設立者	〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号	〇〇 〇〇	印
設立者	〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号	〇〇 〇〇	印

(注1) 年月日は贈与契約日以前の日付である必要があります。

(注2) 設立代表者以外の理事、監事分を作成してください。

(注3) 連記式でなく、設立者別の個別の委任状でも差し支えありません。

様式例 15 委任状：設立代表者以外の者に贈与契約等に係る権限を委任する場合

委 任 状

(印鑑登録証明書記載のとおりに入力してください。)

住所

氏名

上記の者を社会福祉法人〇〇〇〇〇の設立代表者代理人として社会福祉法人〇〇〇〇〇と〇〇 〇〇との贈与契約及び設立に所有権移転登記確約、並びに〇〇 〇〇の理事就任承諾に係る権限を委任する。

平成 年 月 日 (注1)

(住所、氏名は印鑑登録証明書記載のとおりに入力してください。)

(注2)	住 所	氏 名	実印
設立者	〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号	〇〇 〇〇	印
設立者	〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号	〇〇 〇〇	印
設立者	〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号	〇〇 〇〇	印
設立者	〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号	〇〇 〇〇	印
設立者	〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号	〇〇 〇〇	印
設立者	〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号	〇〇 〇〇	印
設立者	〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号	〇〇 〇〇	印

(注1) 年月日は贈与契約日以前の日付である必要があります。

(注2) 設立代表者代理人以外の理事、監事分を作成してください。

(注3) 連記式でなく、設立者別の個別の委任状でも差し支えありません。

様式例 16 役員就任承諾書

理事（又は監事）就任承諾書

社会福祉法人〇〇〇〇〇理事（又は、監事）に就任することを承諾します。

平成 年 月 日

（住所、氏名は印鑑登録証明書の記載と一致させてください。）

住所

氏名

実印

社会福祉法人〇〇〇〇〇

設立代表者（設立代表者代理人）〇〇 〇〇 殿

(注1) 設立代表者への委任状作成日以降の日付を記入してください。

(注2) 設立代表者の分も作成してください。

様式例 17 評議員就任承諾書

評 議 員 就 任 承 諾 書

社会福祉法人〇〇〇〇〇評議員に就任することを承諾します。

平成 年 月 日

(住所、氏名は印鑑登録証明書の記載と一致させてください。)

住所

氏名

実印

社会福祉法人〇〇〇〇〇

設立代表者（設立代表者代理人） 〇〇 〇〇 殿

(注1) 設立代表者への委任状作成日以降の日付を記入してください。

建設計画書

社会福祉法人〇〇会

- 1 施設名
- 2 経営主体
- 3 設置場所
- 4 定員
- 5 敷地の面積
- 6 規模及び構造

1階床面積	m ²		
2階床面積	m ²	延べ床面積	m ²
- 7 配置図及び平面図 (別紙のとおり)
- 8 施設整備資金計画
 - (1) 収入

国・県補助金	円
〇〇(市町村)補助金	円
独立行政法人福祉医療機構借入金	円
自己資金	円
 - (2) 支出

敷地造成工事費	円
建設主体工事	円
付帯設備工事費	円
初度調弁費	円
設計監理費	円
- 9 工事予定期間
 - (1) 着工年月日 平成 年 月 日
 - (2) 竣工年月日 平成 年 月 日
- 10 施設事業開始予定年月日

平成 年 月 日

償 還 計 画 書

1 年次別償還額及び充当財源別金額

区分		償還額			充当財源別金額			
回	年次	元金 円	利息 円	合計 円	寄付金		補助金等 円	合計 円
					氏名	金額 円		
1	平成〇〇年							
2	平成〇〇年							
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
	合計							

2 充当財源の調達内容

(1) 補助金等
〇〇〇円

(2) 寄付
氏名 寄付総額
〇〇 〇〇 〇〇円
〇〇 〇〇 〇〇円
〇〇 〇〇 〇〇円

償 還 金 贈 与 契 約 書

〇〇 〇〇（以下「甲」という。）と社会福祉法人〇〇〇〇〇〇設立代表者（代理人）〇〇
〇〇（以下「乙」という。）と〇〇 〇〇（以下「丙」という。）は、次のとおり贈与契約
を締結した。

第1条 甲は、社会福祉法人〇〇〇〇〇〇の設立が認可されたときは、同法人の独立行政法
人福祉医療機構からの借入金の償還財源として、総額金〇〇〇〇円を別記のとおり同法
人に贈与することを約し、乙はこれを承諾した。

第2条 甲は、前条による贈与を毎年〇月末日までに行わなければならない。

第3条 甲が、第1条による贈与を履行できないとき、又はできなくなったときは、丙が
その贈与を代替し又は残余の贈与を継承して行ふ。

第4条 丙は、第3条による贈与の継承を履行できなくなったときは、あらかじめ乙の承
諾を得なければならない。

第5条 この契約に定めていない事項については、甲、乙及び丙は、誠意をもって協議の
うえ決定するものとする。

上記契約を証するため、同文3通を作成し、甲、乙及び丙署名捺印のうえ各1通を保持
する。

平成 年 月 日

（住所、氏名は印鑑登録証明書の記載と一致させてください。）

甲	住所			
	氏名	〇 〇	〇 〇	実印
乙	住所			
	氏名	社会福祉法人〇〇〇〇〇〇		
		設立代表者（代理人）		
		〇 〇	〇 〇	実印
丙	住所			
	氏名	〇 〇	〇 〇	実印

別記

回	贈与年次	贈与金額 (円)	回	贈与年次	贈与金額 (円)
1	平成〇〇年		11	平成〇〇年	
2	平成〇〇年		12	平成〇〇年	
3	平成〇〇年		13	平成〇〇年	
4	平成〇〇年		14	平成〇〇年	
5	平成〇〇年		15	平成〇〇年	
6	平成〇〇年		16	平成〇〇年	
7	平成〇〇年		17	平成〇〇年	
8	平成〇〇年		18	平成〇〇年	
9	平成〇〇年		19	平成〇〇年	
10	平成〇〇年		20	平成〇〇年	
				総 額	

- (注1) 法人設立認可申請書には契約書原本の写しを添付し、契約書の原本は関係者がそれぞれ保管する。
- (注2) 他の金融機関から借入をするときは、当該金融機関名を記入する。
- (注3) 設立代表者に権限を委任した日以降の日付にする。
- (注4) 設立代表者が贈与する場合は代理人を選任する。

様式例 21 施設長就任承諾書

施設長就任承諾書

社会福祉法人〇〇〇〇〇が設置経営する特別養護老人ホーム△△△△△（注2）の施設長に就任することを承諾します。

なお、施設長に就任するに当たっては、その職務に専念することを誓います。

平成 年 月 日

（住所、氏名は印鑑登録証明書の記載と一致させてください。）

住所

氏名

実印

社会福祉法人〇〇〇〇〇

設立代表者 〇〇 〇〇 殿

(注1) 施設長資格要件取得状況がわかる関係書類（写）を添付してください。

(注2) 保育所の場合は、「保育所〇〇園」などと記入してください。

様式例 22 施設長資格を取得する念書

施設長資格を取得する念書

平成 年 月 日に開設予定である〇〇〇〇の施設長に就任する予定の《施設長
予定者名》については、社会福祉施設長資格認定講習課程の研修を受講し、施設長として
の資格を取得することを確約します。

大和市長 殿

平成 年 月 日

社会福祉法人〇〇会	設立代表者	実印
	施設長予定者	実印

様式例23 申述書

申 述 書

平成 年 月 日

大 和 市 長 殿

住所

氏名

実印

私は、社会福祉法第三十六条第四項各号に規定する役員の欠格事由のいずれにも該当いたしません。

また、設立当初の役員について、次の者を除いて、私と親族等の特殊の関係のある者はありません。

設立当初の役員のうち、親族等の特殊の関係のある者の氏名	
-----------------------------	--

参考1：社会福祉法第三十六条抜粋

(役員の定数、任期、選任及び欠格) 第三十六条 (略) 2～3 (略) 4 次の各号のいずれかに該当する者は、社会福祉法人の役員になることができない。 一 成年被後見人又は被保佐人 二 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 三 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 四 第五十六条第四項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

参考2：親族等の特殊の関係のある者（「社会福祉法人指導監査要綱」より）

① 当該役員と民法に定める親族関係にある者 ② 当該役員とまだ婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者 ③ 当該役員の使用人及び当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者 ④ ②又は③の親族で、これらの者と生計を一にしている者 ⑤ 当該役員が役員となっている会社の役員、使用人及び当該会社の経営に従事する他の者並びに当該会社の同族会社の使用人であって、役員と同等の権限を有する者 ⑥ ①～④の者と同族会社の関係にある法人の役員及び使用人

注 詳細は、租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定する「親族等」の定義を確認してください。

様式例 24 履歴書

履 歴 書

平成 年 月 日作成

フリガナ			実印
氏 名			
生年月日	年 月 日 (満 歳)	性別	
住 所	〒 ()		

※印鑑登録証明書どおりに記載すること。

《学歴》

学 校 名	学部学科名	期 間	資 格
		年 月 日 ~ 年 月 日	卒 年退

《職歴》

勤 務 先	在 職 期 間	職 務 内 容	役 職
	年 月 日 ~ 年 月 日		

《現職》

勤 務 先	在 職 期 間	職 務 内 容	役 職
	年 月 日 ~ 現 在		

現在従事している職について、職歴とは別に全て記入すること。

《他法人役員経歴》

勤務先	在職期間	職務内容	役職
	年月日～年月日		

他法人役員経歴については、職歴とは別記すること。

《その他兼務職歴》（例：民生委員・任意団体等の役員歴）

勤務先等	在職期間	職務内容	役職
	年月日～年月日		

《資格・免許》

名称(種別)	登録年月日及び登録番号		取扱機関
	年月日	No.	

《他の理事予定者との関係》

氏名	関係

(注1) 役員（理事・監事）の各種要件に該当する職歴等は必ず記入してください。